

## 令和 8 年度上半期認定調査員新規研修 (Web 研修) について

## 1. 概要

東京都における認定調査員新規研修は、eラーニング等を活用した研修形式により実施しています。

令和 8 年度上半期においては、引き続き下記 4 に定める期間、下記の研修形式により実施するものとします。

## 2. 研修教材

原則、下記 URL からご自身でアクセスし、履修します。

(1) 「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001249525.pdf>

冊子を希望の場合は申込みをした区市町村にご相談ください。

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画 (認定調査員能力向上研修会/東京会場 (平成 26 年 7 月 16 日) の講義模様、1 時間 24 分 50 秒)
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画 (20 分 10 秒)
- ・eラーニングに掲載されている動画 (1 時間 11 分 50 秒) ※

※別紙「厚生労働省 要介護認定適正化事業【動画】」参照

## (3) 認定調査員向け eラーニングシステム (Excel ファイルによる同一問題)

別添の「全国テスト 16 (令和 8 年 4 月)」及び「初学者問題集 (令和 8 年 4 月)」(ともに Excel ファイル) により、設問を解答し、正解確認を行い、解説内容確認欄に「済」をチェックし、両ファイルを提出する。

## 3. 受講方法

- (1) 受講を希望する方は、区市町村に対して受講を申し込みます。(申し込み方法は、それぞれの区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。)
- (2) 区市町村から別紙「厚生労働省 要介護認定適正化事業【動画】」、「全国テスト 16 (令和 8 年 4 月)」及び「初学者問題集 (令和 8 年 4 月)」(ともに Excel ファイル) 並びに別紙 3 に基づくアンケートデータを受け取ります。
- (3) (2) のデータ受領後、2 の「研修教材」について、次の順番で履修します。
  - ① 2 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。
  - ② 2 (2) で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。
  - ③ 2 (3) の認定調査員向け eラーニングシステム (Excel ファイル) を解答後、回答結果を確認し、「済」を選択する。

順序：全国テスト 16 → 初学者問題集

- (4) 受講した方は研修教材を履修後、「全国テスト16」及び「初学者問題集」ご自身の履修結果として、①設問欄に「区市町村名」、「氏名」、「介護支援専門員番号（資格がある場合）」、「全設問を解答していること」、「(解答結果の済チェックによる) 右上の『済』」に漏れがないことを確認します。
- (5) 受講完了後、区市町村から示されている所定の方法で、区市町村へ受講報告をしていただきます。(受講の報告方法等については、区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。)
- (6) 受講報告を受けた区市町村は次の受講結果を東京都に報告します。
- ・別記様式「東京都認定調査員新規研修修了報告書(We b研修)」
  - ・別表「令和8年度上半期東京都認定調査員新規研修受講者名簿(We b研修)」
  - ・Excel ファイル「全国テスト16」及び「初学者問題集」
  - ・「令和8年度上半期認定調査員新規研修(We b研修)受講アンケート」
- (7) 報告を受けた東京都は受講修了を確認の上、研修修了者名簿に登載します。区市町村を経由して送付した研修修了証をもって調査が可能となりますが、東京都で研修修了者名簿の登録が済みましたら認定調査員としての資格は有するため、お急ぎの場合は区市町村通して名簿登録のご確認をお願いいたします。
- (8) 研修修了者名簿への登載後、東京都は必要に応じて区市町村を通じ、研修内容を補足する研修資料をお配りします。今後の認定調査に関する知識・技能向上のための学習や、認定調査の実務の中で活用してください。

#### 4 研修期限

区市町村からの受講修了報告は令和8年9月25日までとし、研修受講者はその間に受講を修了し、区市町村から東京都に受講報告があったものを受講修了対象とします。ただし、区市町村が上記期限の範囲内で、個別に期限を定める場合は、その期限を優先します。

(区市町村の運用については、区市町村介護認定所管窓口にご確認ください。)

#### 5 その他

- (1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、別途通知します。
- (2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、区市町村の介護認定所管部署までお問い合わせください。

<担当>

東京都福祉局高齢者施策推進部

介護保険課保険者支援担当 岸川、坂田、保坂

電話：03-5000-7703

【フロー図】

